

基本構想

第1章 基本構想の概要

- 第1節 基本構想の目的と構成
- 第2節 基本構想の策定の経過

第2章 三島市の目指す姿

- 第1節 基本理念
- 第2節 将来都市像
- 第3節 基本目標

第3章 土地利用

- 第1節 土地利用
- 第2節 概念図

第1章 基本構想の概要

第1節 基本構想の目的と構成

本市がこれから目指す姿を市民と共有し、共にまちづくりを進めるためのビジョンとして基本構想を定めます。

基本構想は、まちづくりの基本的な考え方を表す「基本理念」、令和12年（2030年）の目指す姿を表す「将来都市像」、将来都市像を実現するための目標である「基本目標」、土地について方針を示す「土地利用」で構成されています。

基本理念

つながりを力に変える

将来
都市像

せせらぎと緑と 活力あふれる 幸せ実感都市・三島

基本目標

交流と
にぎわいの
あるまち

未来に
つなぐ人材を
育むまち

快適で
暮らしやすい
まち

健康で
福祉が充実
したまち

共に創る
持続的に発展
するまち

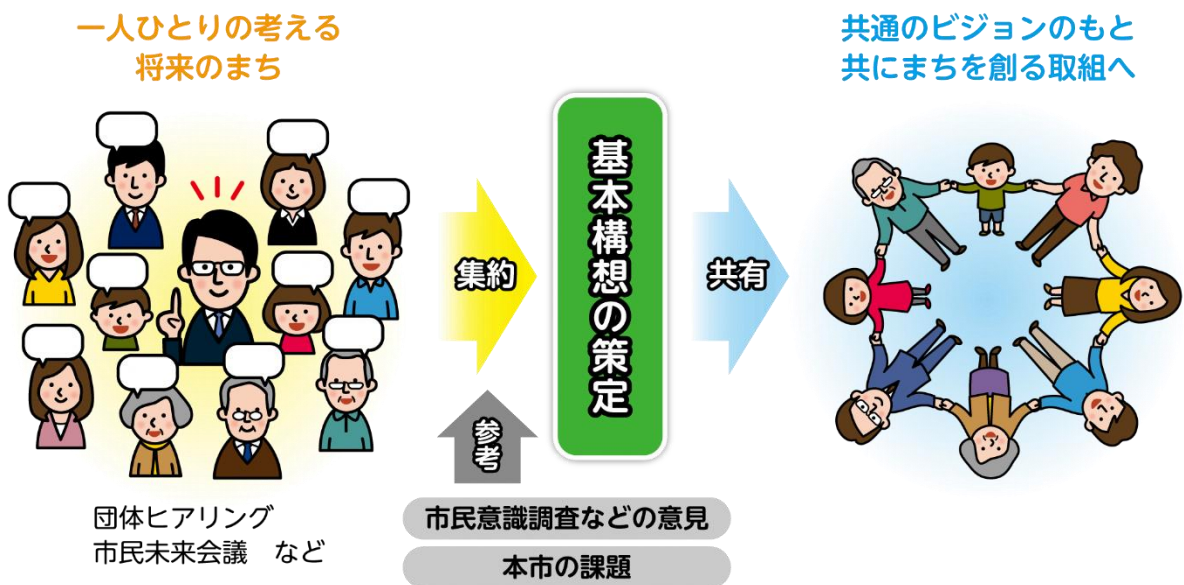
安全・安心に
暮らせるまち

第2節 基本構想の策定の経過

基本構想はより多くの市民の「目指す姿」を集約したものとなるよう、33団体による団体ヒアリングにおいて、市民の皆さんとともに考えていきました。それを受けて市民未来会議を開催し、これからの本市において最も大事なものの、各分野における方向性などをグループワーク形式で考えていきました。

これらの意見を集約するとともに、市民意識調査の意見や本市の課題などを参考にしながら市民と共有するビジョンである基本構想を策定していきました。

基本構想は策定して終わりではなく、共にまちを創るための共通のビジョンとして共有していきます。



市民未来会議

第2章 三島市の目指す姿

第1節 基本理念

「つながりを力に変える」

基本理念は、「将来都市像」の実現に向けて取り組む上で、行政やまちづくりにかかわるすべての人が共有し、共にまちをつくるための根本となる考えを示したものです。

本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と少子高齢化、生産年齢人口の減少は、今後さらに加速することが予測されます。また、現役世代の負担の増加、地域のつながりの希薄化、自然災害に対する不安の増大など、さまざまな課題を抱えています。

第5次三島市総合計画の策定に当たり開催した「市民未来会議」では、本市の残したいモノ・コトとして、「人と人とのつながり」という意見が大半を占めたため、まちづくりをする上で大切なキーワードになると考えました。

本市は、歴史的にもその立地特性から、古くは下田街道、甲州道、東海道の三本の道が交差する「辻」に、人、物流、情報をつなぐ拠点として発展を遂げてきたまちでもあります。

さまざまな課題を克服し、本市が持続的に発展していくためには、交通の要衝という強み、歴史、文化、自然といった地域資源、さらには最先端技術などを生かしながら、人、企業、地域など、あらゆるものがつながることによって新たな価値やものを創造していくことが、大きな力の源になると考えます。

このようなことから、「つながりを力に変える」を第5次三島市総合計画の基本理念として定めます。



第2節 将来都市像

第5次三島市総合計画における将来都市像を次のように定めます。

せせらぎと緑と 活力あふれる 幸せ実感都市・三島

「せせらぎと緑」という言葉には

本市の魅力であり、市民の誇りでもあるせせらぎと緑を、大切な財産としてこれからも守り、まちづくりに生かしていくという思いが込められています。

「活力あふれる」という言葉には

人もまちも元気で、新たな力と活気が湧水のようにあふれるまちを目指すという思いが込められています。

「幸せ実感」という言葉には

本市に住む人や訪れた人が、住んで良かった、訪れて良かったと幸せを実感できるような都市を目指していくという思いが込められています。

第1章
序論

第2章
序論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

資料編

第3節 基本目標

将来都市像を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまち

市民一人ひとりが、安全や環境問題に高い意識と責任感をもち、互いに支え合いながら、あらゆる自然災害、火災、交通事故、犯罪などから守られ、快適な生活環境のもとで、安心して心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

取組方針

■危機対応・安全対策

- 1 関係機関との連携協力、他の自治体などからの受援、情報伝達、被災者支援などの体制を強化し、地震、風水害、火山噴火などの災害や大規模感染症に迅速かつ的確に対応する危機管理体制を整えます。また、市民の防災意識を高め、地域防災力の強化を図ります。
- 2 建築物やブロック塀などの耐震化、国・県と連携した河川の整備、雨水ポンプ施設などの都市下水路の適切な管理、県と連携した急傾斜地崩壊防止対策などの砂防事業を推進し、災害による被害を最小限に抑えます。
- 3 市民の交通安全と防犯に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の充実や防犯灯の適切な管理に努めます。また、自ら学び行動する消費者を育成し、安全・安心な暮らしの実現に努めます。

■環境保全

- 4 資源エネルギーの有効利用による脱炭素・循環型社会の構築、地球温暖化防止対策や気候変動への適応の取組を推進するとともに、市民の自然保護・環境意識の啓発に努め、環境にやさしいライフスタイルへの変革を促します。また、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進、生活環境の監視により、自然共生社会の実現と快適な生活環境の保全に努めます。
- 5 森林の重要性を広く市民に周知するとともに、間伐などの森林整備を進め、土砂災害防止や水源かん養・生物多様性の保全などの公益的機能の向上を図ります。また、湧水・地下水の保全や節水など、合理的な水利用を推進します。
- 6 ごみの減量や資源化を推進し、地域の環境美化や衛生的環境の確保に努めます。また、より効率的な収集運搬を行うとともに、ごみ処理施設の維持管理や整備に努め、適正かつ安定的なごみ処理を推進します。
- 7 公共下水道の整備による快適な生活環境を確保するとともに、循環型社会の形成に向けた下水汚泥の利活用に努め、併せて浄化槽の適正管理や合併処理浄化槽設置を促進し、河川の水質保全を図ります。

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

充実した医療、保健・福祉サービスを受けることができる環境のもと、安心して子どもを産み育て、誰もが生涯を通じて心身共に健康で自立した生活を送り、地域社会に積極的に参加し、活躍できるまちを目指します。

取組方針

健康づくり

- 1 保健・医療機関相互の連携や広域的連携により、保健医療サービスの充実や救急医療の強化を図ります。また、市民の健康への関心を高めるとともに各種健康診査を通じた健やかな成長と生活習慣病などの予防や早期発見に努め、地域の健康づくり活動、健全な食生活の実践により、生涯を通して心身共に健康で充実した生活を送ることができる環境を整えます。
- 2 スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、心身共に健康で幸せな暮らしができるようスポーツ団体や地域、学校、企業との協働により、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の普及や施設の充実に努めます。

社会福祉

- 3 地域、行政、関係機関が連携し、地域の多様な課題を把握し、解決していく体制づくりに努め、地域住民が互いに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の構築を図ります。
- 4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援や保護者が安心して子どもを預けられる教育・保育環境の整備を進めます。また、子育ての不安や負担の軽減を図るとともに、すべての子どもが自分らしく生きることができる支援体制の整備と、地域ぐるみで子育てを支援できる環境づくりに努めます。
- 5 高齢者の積極的な生きがいづくりの推進、医療・介護などのサービス提供体制の整備や介護保険サービスの充実を図り、健康寿命を延伸し、高齢者の誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 6 障がいのある人への相談支援体制の充実を図り、多様な福祉サービスを提供するとともに、社会参加の促進や生活支援の充実により、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるよう努めます。
- 7 国民健康保険の健全な運営や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進するとともに、国民年金制度の普及・啓発や生活保護制度の適正な運用に努めます。

基本目標 **3** 未来につなぐ人材を育むまち

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境のもと、本市の誇る歴史や文化を大切に継承しつつ、新たに生み出される価値や視点を積極的に取り入れ、未来につなぐ人材を育むまちを目指します。

取組方針

■教育

- 1 社会に開かれた教育課程のもと、幼・小・中の一層の連携を図り、豊かな感性と確かな学力を持つ心身共に健康な子どもの育成に努めます。また、情報通信機器の整備により個別最適化された教育を実現し、情報活用能力や持続可能な社会の作り手として必要な資質・能力を育みます。
- 2 誰もが自由に学ぶことができる機会を提供し、その成果を生かす活動を支援します。また、家庭、地域、学校との連携、情報通信技術の活用、学習交流の場や機会の充実など、良好な環境づくりにより、青少年の健やかな育成に努めます。
- 3 多様な資料の収集・保存に努め、利用者に必要な情報を提供できるよう、図書館機能のさらなる充実を図るとともに、誰もが本に親しむことができるよう読書の普及を推進します。

■文化

- 4 郷土の貴重な文化財の保護・保存・活用を進めるとともに、郷土資料などの展示や収蔵の充実を図ります。また、伝統芸能の発展を図るとともに後継者の育成に努めます。
- 5 多彩な文化芸術に接することができる機会の提供や拠点施設の充実を図り、文化芸術活動を支援します。また、その創造活動から生まれるさまざまな価値を文化芸術の発展に活用し、次世代へ継承していきます。

■共生社会

- 6 外国人市民を対象とした相談窓口の設置、地域交流の推進と異文化の相互理解に努めるとともに、関係団体などと連携し、姉妹都市や友好都市との交流を進めます。また、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に伝え、平和意識の醸成を図ります。
- 7 性別役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、多様な性のあり方を含め、誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

基本目標4 交流とにぎわいのあるまち

本市の特性や地域資源を生かしたまちに多様な交流が生まれ、産業が活性化し、人が生き生きと働き、活躍できるにぎわいのあるまちを目指します。

取組方針

産業の活性化

- 1 空き店舗対策や個店の魅力向上などにより、人の流れを呼び込む商業地づくりや、農商工連携のもと、地域資源を生かした特産品などのブランド化を進め、国内外に発信していきます。また、中小企業のもつ技術力の高度化や最新技術の導入による生産性向上、事業承継や創業などの経営支援に努めるとともに、情報通信や医療健康分野をはじめとした新たな産業の創出と企業の持続可能な成長を促進します。
- 2 世界に誇る富士・箱根・伊豆の観光圏域への交通結節点という地の利と、本市ならではの資源を生かし、圏域の市町や団体と連携した広域周遊型観光を推進するとともに、誘客環境を整えることで、国内外からの来訪人口の拡大を図ります。
- 3 農地の集積、担い手育成支援などに加え、スマート農業による省力化や生産性向上を図り、就農者の確保、農地の保全に努めます。あわせて、農畜産物のブランド力を高めることで、生産基盤の安定化と農業振興につなげていきます。

産業の基盤強化

- 4 産業用地の創出や事業所用物件の情報収集に努め、優良な企業の誘致と市内企業の定着により、新たな税収や地域雇用の確保を図ります。
- 5 ハローワーク三島などと連携し、さまざまな世代や働き方に応じた雇用対策を進めます。また、住宅・教育に関する融資制度や福利厚生の実施に努め、勤労者支援の充実を図ります。

第1章 序論

第2章 序論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

資料編

基本目標 **5** 快適で暮らしやすいまち

せせらぎや緑などの自然と歴史・文化が感じられるまちに活気が生まれ、生活を支える都市基盤が整備された快適で暮らしやすいまちを目指します。

取組方針

■都市づくり

- 1 少子高齢社会に応じた持続可能性と都市防災への配慮を踏まえ、自然環境や都市的環境が調和した計画的で秩序ある適正な土地利用により、良好な市街地の形成を図ります。
- 2 コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、都市機能の更新・集積を進めるとともに、三島駅周辺整備など地域の魅力を維持・向上させる取組を促進し、安全で快適な都市環境や市街地のにぎわいの創出を図ります。

■道路・交通

- 3 計画的に幹線道路の整備を進め、広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図る道路網を形成するとともに、安全で快適な生活道路の改善に努めます。
- 4 利便性の向上や利用者の増加に向けた取組を進めるとともに、コミュニティバスの効果的な運行、先端技術の導入などにより、日常生活における利用や観光のための多様な公共交通手段の確保に努め、誰もが快適に利用しやすい持続可能な公共交通網の形成・維持向上を図ります。

■住環境

- 5 住みたくなる、住み続けたい良質な住環境の形成に向け、多様な市民のライフステージに寄り添う住宅施策や、市民、関係団体、企業などと連携した空き家対策を推進します。また、本市の強みを生かし若い世代のUターンなど移住定住を促進します。
- 6 運営基盤の強化や水道施設の計画的な更新、適正な維持管理に努めることにより、将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

■景観・空間づくり

- 7 地域資源の活用、景観形成の基準に基づく美しいまち並みの形成や、眺望の保全に努めることにより、本市ならではの自然や歴史、文化を生かした魅力的な景観の創出を図ります。
- 8 公園・緑地の整備や市街地の緑化を市民と共に進め、清らかな水辺環境を適正に管理し、水と緑と花を生かした憩いの空間のさらなる創出を図ります。また、貴重な財産である緑豊かな楽寿園の保全と魅力の向上を進めます。

基本目標 6 共に創る持続的に発展するまち

市民や民間事業者、行政などが共に価値を創造し、主体的かつ積極的にまちづくりに取り組み、人口減少社会に対応した満足度の高い行政サービスが提供され、持続的に発展するまちを目指します。

取組方針

■ 共創まちづくり

- 1 シビックプライドの醸成を図るとともに、市民の主体的な活動の支援と情報の共有化、コミュニティの意識づくりの促進などにより、互いが支え合う住みよい地域社会の形成と市民と共につくる共創のまちづくりを進めます。
- 2 先端技術を積極的に取り入れ、多様な手段を組み合わせた迅速かつ適切な情報提供による広報活動と、市民意見を施策に反映させるための広聴活動により、市民に開かれた行政を推進します。

■ 情報通信技術の活用・持続可能な行政運営

- 3 最先端の情報通信技術やデジタルデータなどを積極的に活用し、便利で質の高い市民サービスの提供とセキュリティ対策を図り、生産性の高い行政運営と、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりを推進します。
- 4 公共施設の計画的な維持管理と適正配置、新庁舎の検討、公共事業のコスト削減や質の向上、民間活力の活用など、持続的な発展につながる財政運営を図ります。
- 5 総合計画と連動した予算編成と行政評価、情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化する行政課題に対応できる組織づくり、人材の育成と配置、広域連携を生かした行政サービスの提供により、効果的・効率的な行政運営に努めます。

第1章 序論

第2章 序論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

資料編

第3章 土地利用

第1節 土地利用

限られた資源である土地利用については、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的展望のもとに計画的かつ総合的に進めていく必要があります。

本格的な人口減少社会の到来や自然災害の頻発化など、土地利用をめぐる基本的条件の変化を考慮しつつ、地域の特性に配慮して、秩序ある土地利用を推進し、健康で文化的な生活環境の保全と市域の土地の均衡ある発展を図っていきます。

1 災害リスクを考慮した安全・安心な土地利用

国・県と連携した河川整備やインフラの耐震化などのハード面での対策に加え、災害リスク情報の提供や土地利用の規制・誘導などのソフト面の対策を講じ、安全・安心なまちづくりを図ります。

2 人口減少社会において持続的発展を実現する土地利用

まちの中心拠点や地域拠点に生活サービス施設や居住を集約・誘導するとともに、各拠点を公共交通網で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、地域経済の活性化や生活利便性の維持・向上を図ります。

3 美しく品格ある都市形成に向けた土地利用

市民の身近な憩いの場として親しまれている湧水や河川と豊かな緑地や農地などと都市的土地利用が共生した、美しく品格ある都市形成に向けた土地利用を推進していきます。

第1章
序論

第2章
序論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画





第4章
基本計画

資料編

第2節 概念図

概念図は、目指す将来の姿を表したものです。本市の土地利用の特性を踏まえ、12のゾーンに区分しています。各ゾーンの特性を生かしながら、均衡のとれた計画的な土地利用を進めます。



- | | | | |
|---|--|---|-------------------------------------|
|  | 現況の土地利用の保全・維持を基本として箱根西麓の自然環境や農地を積極的に保全する区域 |  | 都市的土地利用を基本として都市機能の集積や居住環境の整備を促進する区域 |
|  | 自然環境を大切にしながら必要に応じて有効・適正な利用を図る区域 |  | 現況の土地利用の維持を基本として適正な利用を図る区域 |

■保全系区域

現況の土地利用の保全・維持を基本として箱根西麓の自然環境や農地を積極的に保全する区域です。

- 1 環境保全ゾーン:箱根西麓の自然環境を保全していく区域
- 2 環境優先ゾーン:箱根西麓の自然環境と調和した土地利用を促進する区域
- 3 農業振興ゾーン:農業基盤の整備、優良農地の確保を図る区域

■共生系区域

自然環境を大切にしながら必要に応じて有効・適正な利用を図る区域です。

- 4 低密度住宅地共生ゾーン:低密度の住宅環境を維持・保全し、良好な景観を保つ区域

■整備・集積系区域

都市的土地利用を基本として都市機能の集積や居住環境の整備を促進する区域です。

- 5 中心市街地活性化ゾーン:市街地の再開発、商業・業務施設を集積する区域
- 6 地域拠点整備ゾーン:医療、子育て支援などの福祉、商業施設などを集積する区域
- 7 観光振興ゾーン:周辺環境との調和を図りながら、観光・レクリエーション施設などを集積する区域
- 8 複合交流拠点整備ゾーン:インターチェンジ周辺という立地を生かして、商業・流通業務施設など、地域の実情に合った施設を整備する区域
- 9 健康・福祉・医療拠点整備ゾーン:交通の利便性を生かし、健康・福祉・医療施設などを集積する区域
- 10 沿道サービス誘導ゾーン:交通の利便性を生かし、沿道サービス施設などを誘導する区域
- 11 複合産業集積ゾーン:交通の利便性を生かし、沿道サービス施設や事務所など複合的な産業を誘導する区域
- 12 工業集積ゾーン:周辺環境との調和を図りながら、流通業務施設や工場などを集積する区域

■その他の区域

現況の土地利用の維持を基本として適正な利用を図る区域です。

第1章
序論

第2章
序論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

資料編